

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	三〇四	○産業廃棄物処理施設等設置変更事前協議書の提出があったので公告する件	三〇七
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件五件	三〇四	○障害者自立支援法による指定相談支援事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件	三〇七
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件	三〇五	○一般競争入札を行う件	三〇八
○地籍調査の成果について認証した件三件	三〇五	○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	三〇九
○土地改良区の定款の変更を認可した件	三〇六	○随意契約の相手方を決定した件四件	三〇九
○県営土地改良事業計画を定めた件二件	三〇六	福島海区漁業調整委員会	
○土地改良法により換地計画を定めた件	三〇六	○いかつり漁業について指示する件	三〇〇
○道路の区域を変更する件二件	三〇六	正 誤	
○特定非営利活動法人の設立の認証		○平成二十年五月二日付け定例第九百七十五号中	三二

## 告 示

### 福島県告示第三百七十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十年五月一日救急病院として認定した。

平成二十年五月十六日

名称

福島県厚生農業協同組合連合会  
白河厚生総合病院

所在地

白河市豊地上弥次郎二一 平成二三年四月三〇日

福島県知事 佐藤 雄平

認定有効期限

(医療看護課)

### 福島県告示第三百七十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年五月十六日から同年六月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び相馬市産業部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十年五月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

藤越相馬店本館 相馬市中村字塚田九番地ほか

二 法第八条第一項の規定により相馬市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第三百七十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年五月十六日から同年六月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十年五月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

スパーセンター原町 南相馬市原町区南町四丁目七番地ほか

二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第三百七十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十

年五月十六日から同年六月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年五月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル南福島店 福島市黒岩字田部屋四十番地
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百七十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年五月十六日から同年六月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年五月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ラトブ いわき市平字田町百二十番地
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百七十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年五月十六日から同年六月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年五月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
カインズホーム郡山富田店 郡山市富田町字上田向二十五番七号
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百七十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年五月十六日から同年六月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び国見町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年五月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ハシドラッグ国見店 伊達郡国見町大字藤田字中沢四 一番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百八十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年五月十六日から同年六月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年五月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
リオン・ドール喜多方西店 喜多方市字押切南二丁目四十二ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百八十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、南会津郡只見町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十年五月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 調査を行った者の名称  
只見町
- 二 成果の名称  
南会津郡只見町大字叶津の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第三百八十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、田村市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
平成二十年五月十六日

一 調査を行った者の名称

田村市

二 成果の名称

田村市船引町今泉の地域に係る地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県告示第三百八十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、河沼郡柳津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
平成二十年五月十六日

一 調査を行った者の名称

柳津町

二 成果の名称

河沼郡柳津町大字久保田の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県告示第三百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、下郷町土地改良区から平成二十年四月二十四日付けで申請のあった定款の変更に付いて、同年五月十二日認可した。  
平成二十年五月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

（農村計画課）

福島県告示第三百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、倉楯地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十年五月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年五月十九日から  
同 年六月九日まで

三 縦覧の場所

南会津郡下郷町役場

（農村計画課）

福島県告示第三百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、大槻地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十年五月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年五月十九日から  
同 年六月九日まで

三 縦覧の場所

田村市役所

（農村計画課）

福島県告示第三百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、南棚塩地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十年五月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年五月十九日から  
同 年六月九日まで

三 縦覧の場所

双葉郡浪江町役場

（農地管理課）

福島県告示第三百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路

計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十年五月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年五月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一五号	相馬市玉野字スゲカリ 一番八五地先から 同 市大字東玉野字姥 ヶ岩四五番一〇地先ま で	変更前 変更後	A 一一・〇〇 B 一一・〇〇 一一・〇〇 一八・〇〇	一〇六・〇 一〇六・〇 一一一・〇

(道路計画課)

福島県告示第三百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十年五月十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十年五月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道田村 安積線	郡山市田村町守山字小 性町一六二番四地先か ら 同 市田村町岩作字西 川原一番一地先まで	変更前 変更後	五・四〇 七・二〇	七〇・〇 六三・二

(道路計画課)

公 告

公告第二百四十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十年五月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 申請のあった年月日  
平成二十年五月二日
- 名称  
特定非営利活動法人いわき菜の花プロジェクト
- 代表者の氏名  
鈴木 和助
- 主たる事務所の所在地  
福島県いわき市中央台鹿島一丁目二十二番地の三
- 定款に記載された目的  
この法人は、地域の多くの資源(人・物・情報等)を活用し、遊休農地を活用した菜の花栽培を行い、菜種油の供給及び廃食油の活用により、持続可能な資源循環型社会・共生型地域社会の実現を目指し、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百五十号

福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成二年福島県告示第三百三十八号)第十条第一項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設等変更事前協議書の提出があったので、同条第六項の規定により、次のとおり公告する。  
平成二十年五月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
株式会社フクシマエコテック 代表取締役 佐々木 功
- 福島県双葉郡富岡町大字上郡山字太田七二三番地  
福島県双葉郡富岡町大字上郡山字太田地内
- 産業廃棄物処理施設等の種類  
管理型最終処分場
- 産業廃棄物処理施設等の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分用の用に使われる場所の面積及び埋立容量)  
埋立地の面積 四三、二八五平方メートル  
埋立容量 九七一、五三三立方メートル

(産業廃棄物課)

公告第二百五十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定相談支援事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。

平成二十年五月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	サービスの主たる対象者
指定相談支援事業所アイ・キャン	指定相談支援事業所コンサル	福島県郡山市安積町笹川字四角垣五九一七	福島県郡山市安積四丁目三	特定非営利活動法人アイ・キャン	福島県郡山市安積四丁目三一	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者

（障がい福祉課）

公告第二百五十二号

福島県災害復旧事業管理システム構築業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六百六十七条の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六条第一項の規定により公告する。

平成二十年五月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 福島県災害復旧事業管理システム構築業務 一式
  - 2 業務の様式等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 発注者が指定する日から平成二十一年三月十九日まで
  - 4 履行場所 福島県土木部土木総務課（福島県福島市杉妻町二番十六号）
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 次に掲げる条件をすべて満足する者で当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けたものであること。

- 1 施行令第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 この公告の日から入札の日までの間に、福島県から指名停止を受けていない者であつて、かつ、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成十九年三月三十日付け十八財第六千三百四十二号総務部長依命通達）第二条第一項の規定に基づく入札参加資格制限を受けていないものであること。
- 3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に規定する更生手続開始の申立てを

している者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てをなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、本人札に参加することとに支障がないと認められる者であること。

- 4 過去三年間に国、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）において災害復旧事業管理に関するシステム構築を行った者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4に掲げる事項について証明できる書類（開発したシステムの仕様書と契約書の写し）を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

- 1 提出期限 平成二十年五月十九日（月）から同年六月四日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで
- 2 提出場所 郵便番号九六〇一八六七〇  
福島県福島市杉妻町二番十六号  
福島県土木部土木総務課  
電話 〇二四一五二一七四五六

3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成二十年六月四日（水）午後五時まで必着とする。

四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先 福島県土木部土木総務課（福島県福島市杉妻町二番十六号）
- 2 入札及び開札の日時 平成二十年六月十二日（木）午後一時三十分
- 3 入札及び開札の場所 福島県土木部入札室（福島県福島市杉妻町二番十六号）
- 4 その他 郵送による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のいずれかに該当する場合においては入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合においては契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

- 八 その他
    - 1 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一回未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
    - 2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
    - 3 契約書作成の要否 要
    - 4 その他 詳細は、入札説明書による。
- なお、入札説明書及び仕様書については、福島県土木部河川港湾総室ウェブページ (<http://www.pref.fukushima.jp/kasen/ryouki.html>) からダウンロードして入手することができる。

(土木総務課)

公告第二百五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、二本松市から二本松都市計画特別用途地区の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年五月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する図書
  - 総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課 (都市計画課)

公告第二百五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十年五月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
二本松都市計画	福島県	福島市杉妻町二	収用の部分 変更なし

下水道事業あたり流域下水道(二本松処理区)	番一六号 福島県土木部都市総室下水道課	使用の部分 変更なし
-----------------------	---------------------	------------

(下水道課)

公告第255号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱 waters 汚泥収集運搬業務委託(セメント化)について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定任務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の1第1項の規定により公告する。

平成20年5月16日

福島県北流域下水道建設事務所長 続 淳

- 1 随意契約に係る特定任務の名称及び数量  
脱 waters 汚泥収集運搬業務(セメント化) 11,000 t
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
福島県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成20年3月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
開発運輸株式会社 岩手県大船渡市日頃市町字中板用45番地 8
- 5 随意契約に係る契約金額  
6,300円(1t当たり)
- 6 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

公告第256号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱 waters 汚泥処分業務委託(セメント化)について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定任務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の1第1項の規定により公告する。

平成20年5月16日

福島県北流域下水道建設事務所長 続 淳

- 1 随意契約に係る特定任務の名称及び数量  
脱 waters 汚泥処分業務(セメント化) 11,000 t
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地

福島県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地

3 随意契約の相手方を決定した日  
平成20年 3月26日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
太平洋セメント株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区一番町四丁目6番1号

5 随意契約に係る契約金額  
11,550円 (1t当たり)

6 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

公告第257号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける産業廃棄物処分業務委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。  
平成20年 5月16日

福島県中流域下水道建設事務所長 横田 道博

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
産業廃棄物(県中浄化センターから排出される脱水汚泥) 処分業務 6,300t

2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
福島県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番

3 随意契約の相手方を決定した日  
平成20年 3月21日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
住友大阪セメント株式会社栃木工場 栃木県佐野市築地町715番

5 随意契約に係る契約金額  
11,550円 (1t当たり)

6 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

公告第258号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける産業廃棄物処分業務委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成20年 5月16日

福島県中流域下水道建設事務所長 横田 道博

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
産業廃棄物(白河都市環境センターから排出される脱水汚泥) 処分業務 3,400t

2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
福島県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番

3 随意契約の相手方を決定した日  
平成20年 3月21日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
住友大阪セメント株式会社栃木工場 栃木県佐野市築地町715番

5 随意契約に係る契約金額  
11,550円 (1t当たり)

6 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第三号

福島県の地先海面におけるいかつり漁業について、漁業法(昭和二十四年法律第二十六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。  
平成二十年五月十六日

福島海区漁業調整委員会  
会長 前田 幸徳

一 操業の承認

いかつり漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。ただし、手釣又は竿釣に使用する総トン数五トン未満の船舶については、この限りでない。

二 承認の対象漁船

いかつり漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数三十トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、平成二十年六月一日から平成二十一年一月三十一日までとする。

四 制限又は条件

1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台から正東の線以北の水深四十五メートル以浅の福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。

↑10センチメートル↓	
福海いかつり	↓
20第 号	↑
	20センチメートル

3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十年六月一日から平成二十一年五月三十一日までとする。

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十年五月二日付け定例第九百七十五号中

二八九	下	後ろか ら一一	平成二十一年二月二十二日	平成二十一年二月二日
二九〇	上	後ろか ら三	開始時刻	開催時刻